

「イベントにおけるリユース容器の導入促進事業」 仕様書

1. 事業名

イベントにおけるリユース容器の導入促進事業

2. 目的及び事業概要

大阪府では、「大阪府循環型社会推進計画」において、プラスチックごみ対策を重点化し、排出量等の数値目標を定めるとともに、府民等の意識醸成・行動変容を促す取組を実施しており、本取組をさらに推進するため、イベント会場におけるリユース容器（食器・カップ）の導入を促進する。

具体的には、多くの使い捨てプラスチックごみが排出されていると考えられる、府内の飲食販売を伴うイベント会場において、リユース容器を導入する実証事業を実施することにより、イベント来場者へのプラスチックごみ削減に関する啓発を図る。

また、実証事業で得られた環境効果や意識調査等の結果を基に、リユース容器の導入に係るガイドライン等を作成し、府内で開催されているイベントに導入を働きかけることで、プラスチックごみ対策の拡大を図る。

3. 契約期間・実施スケジュール

(1) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月23日(月)まで

(2) 実施スケジュール

実施業務等	令和7年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約締結		● 委託契約締結								
実証事業の準備			→							
実証事業の実施				→ 本期間に開催されるイベントで実証事業を実施						
ガイドライン等の作成							→			事業完了報告
結果検証・事業完了報告								→		●

4. 委託上限額

10,995,000円(税込)

5. 事業内容及び提案を求める事項

(1) リユース容器を導入する実証事業の実施（府内で開催されている飲食販売を伴うイベント）

ア 実証事業を行うイベントの選定

- ・ リユース容器を導入する府内の飲食販売を伴う大規模イベントを選定[※]すること。

※ 実証事業を行うイベントの来場者数は合計3万人程度を想定しており、興行数は来場者数に応じるものとする。

- ・ 提案者において、当該イベントの主催者等と事前に交渉し、リユース容器の導入について承諾を得ること。

- ・当該イベントの主催者は、令和9年度まで継続してリユース容器を導入すること（実証事業で生じる費用は委託事業で負担することとし、令和8年度、9年度の実施はイベント主催者の費用負担でリユース容器の導入を行う）。

（提案を求める内容）

- ① 実証事業を行うイベントの種類や組み合わせ（3興行程度を想定）
- ② 想定するリユース容器の使用回数（令和7年度分の合計）

イ 実証事業におけるリユース容器の導入・運用

- ・実証事業を行うために必要なリユース容器を手配し、当該イベントで使用されている使い捨て容器から転換すること。
- ・イベント主催者や出店者と調整し、イベント会場内でリユース容器を運用すること。

（提案を求める内容）

- ① イベント会場におけるリユース容器の運用方法
- ② 運用体制（人員配置含む）・スケジュール

ウ 広報・啓発

- ・実証事業の内容及び実施するイベント（開催日時、場所等）に関して、大阪府の広報媒体とも連携をしながら、事前の広報を行うこと。
- ・イベント来場者に対して、使い捨てプラスチックごみ問題について啓発すること。
- ・イベント来場者に対して、リユース容器の仕組み（例：リユース容器で飲食物を受け取る、決められた場所にリユース容器を返却する）を説明すること。

（提案を求める内容）

- ① 具体的な広報手法
- ② 広く周知するための創意工夫
- ③ 具体的な啓発手法
- ④ 効果的に啓発するための創意工夫

エ 調査

- ・実証事業において以下の項目を測定すること。
 - ① 利用されたリユース容器の個数
 - ② 環境効果（ごみ・二酸化炭素排出削減量など）
 - ③ 費用対効果（コストに対する②の効果）※ごみ処理費・容器調達費の削減分も含む
 - ④ リユース食器の返却率の測定
 - ⑤ その他
- ・イベント来場者に対してアンケート調査を実施すること（リユース容器に対する意識や利用者目線の課題等の把握、ウェブアンケート形式を想定）。
- ・実証事業を実施するイベント主催者及び出店者（各イベントで3出店者以上）へのヒアリングを実施し、リユース容器に対する意識や事業者目線の課題等について把握すること。

(提案を求める内容)

- ① 上記に示す以外の調査項目
- ② 具体的な調査方法やアンケート調査のサンプル数 等

オ 検証

- ・ 実証事業に先立ち、既にリユース容器を導入しているイベントへのヒアリング等を実施するなど、リユース容器の導入に係る課題を事前に把握すること。
- ・ 上記の課題に対する解決策を検討し、実証事業について検証すること。
- ・ イベント来場者に対する効果的な啓発手法を検討し、実証事業で検証すること。

(提案を求める内容)

- ① 具体的な課題の把握方法
- ② 啓発手法の検証内容

(2) 実証事業の結果を踏まえたガイドライン等の作成

ア ガイドラインの作成

- ・ イベント会場におけるリユース容器の導入について整理したガイドラインを作成すること。
- ・ 内容は、(1)エ及びオの結果を含めるとともに、その他にもイベント主催者にリユース容器の導入検討を促す情報を掲載すること。(例：導入手順・ポイント、費用対効果等)

イ 啓発資材の作成

- ・ イベント主催者、出店者、来場者向けのリユース容器に係る啓発資材の作成（啓発資材の内容については発注者と受託者で十分協議するものとする）

<啓発資材の例>

(チラシ)

- ・ イベント主催者が出店者にリユース容器の導入について説明する際に使用するもの
- ・ 出店者の理解を求める際に使用するものとし、環境効果や府民意識等について記載

(ステッカー)

- ・ リユース容器を使用する出店者（キッチンカーなど）が掲示できるもの
- CO2 削減効果等の環境配慮を示し、来場者にアピールするもの

(ポスター、動画)

- ・ イベント来場者へリユース容器の取組を説明し、協力を促すもの

(提案を求める内容)

- ① ガイドラインの作成に当たって、イベント主催者が活用しやすくなるような工夫や配慮
- ② 啓発資材の種類及び作成に当たっての工夫や配慮

(3) 効果検証等

ア (1)の実施結果の整理・分析の実施、報告書の作成

イ その他効果検証を行う項目については、発注者との協議の上で決定すること

6. 事業全体に係る留意点

(1) 物品等の購入について

- ・ 物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>
に適合するものであること。

(2) 著作権及び使用料について

- ・ 本事業に関する企画、データ等一切の著作権及び使用料等の費用についてはすべて委託金額内に含むものとする。
- ・ 本事業の実施により得られた成果品、情報等については、全て発注者に帰属するとともに、成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページや SNS アカウント等において掲載する。
- ・ 受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。また、ガイドライン等の成果物で使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権、商標権などの権利関係の処理・調整については受託者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。
- ・ 本事業による成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・ 成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) その他留意点

- ・ 個人情報漏えい時における体制の確保を図ること。
- ・ 本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- ・ 本事業で制作する成果品は公表を前提とするため、個人情報の保護に十分配慮して制作すること。

7. 委託事業完了後、大阪府へ提出するもの

- ・ 受注者は、事業終了後、「5. 事業内容及び提案を求める事項」、「6. 事業全体に係る留意点」に示す内容に関して実施内容・結果等を記載し、以下のものを令和8年3月23日（月）までに大阪府に納品すること（詳細は別途協議とする）。

(1) 紙媒体

- ・ 事業完了報告書 2部

(2) 電子媒体（CD-R 等 1 枚）

- ・ 事業完了報告書
- ・ ガイドライン
- ・ ガイドラインの概要
- ・ 啓発資材
- ・ 実証事業に関する写真等
- ・ 実証事業で収集したデータ等に関して整理した資料一式
- ・ その他、本事業で使用した電子データ等

※ 原則、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Illustrator 又は PDF 形式とする。

8. 再委託

- ・再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本事業の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

- ア 事業の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

9. 実施状況の報告

- ・受注者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、発注者に報告すること。(報告様式自由)
- ・発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

10. 委託事業の運営

- ・受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

11. その他

- ・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・受注者は、事業開始時まで事業計画書(事業スケジュール)を発注者へ提出すること。
- ・スケジュールの進捗確認は、随時、確認可能な事業体制とすること。
- ・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。

- ・ 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、事業を遂行する。
- ・ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。